## 富田林市ボランティア輸送運転者講習費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティア輸送を行う非営利団体に対して必要な支援 を行うことにより、もって輸送の安全及び利用者の利便性の確保、交通不便 地域の解消、交通弱者の支援、地域の共助等を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 非営利団体 町会、自治会、NPO法人、その他これらに準ずる任 意の組織等の営利を目的としない団体
  - (2) ボランティア輸送 交通不便地域の解消、交通弱者の支援、地域の 共助等を目的として非営利団体等が行う無償の住民輸送サービス
  - (3) 運転者講習会 国土交通大臣が認定する自家用有償旅客運送運転者 を対象とした講習

(補助対象団体)

- 第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、市内でボランティア輸送を行う非営利団体であって、市内に活動の拠点を置くものとする。ただし、補助対象団体に属する者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 富田林市暴力団排除条例(平成25年富田林市条例第30号)第2 条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、ボランティア輸送を行うに際して受講する運転者講習会の参加費及び資料代(交付の決定前に支出された経費を除く。)とする。

(補助金)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額(1人当たりの補助金の額の上限は、16,000円を限度とする。)とし、予算の範囲内において市長が決定する。
- 2 補助金の交付は、1団体につき年間5人を上限とし、1人につき1回限りとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、富田林市 補助金等交付規則(昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。) 第9条に規定する事業実績報告書等を提出するに際し、ボランティア輸送に 従事したことを示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場 合において、新たにボランティア輸送を開始する団体にあっては、従事する ことを確認できる書類を添付するものとする。

(指導、助言等)

第7条 市長は、補助団体に対し、補助金の執行の適正化を期するために必要 に応じて指導及び助言を行い、監査の請求をすることができる。

(手続)

第8条 補助金の交付等の手続に関し、この要綱に定めのない事項については、 規則の例による。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度に係る事業から適用する。